

鹿屋市「週休２日」試行工事（発注者指定型）実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、建設業界の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休２日制が可能な環境づくりを推進することを目的に、鹿屋市（以下「市」という。）が指定する建設工事において、「週休２日」試行工事（発注者指定型）（以下「週休２日試行工事」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。なお、営繕事業については、「鹿屋市営繕事業における「週休２日」試行工事实施要領」を別途定める。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休２日試行工事 週休２日（現場閉所型）工事及び週休２日（交替制）工事の総称をいう。

(2) 週休２日（現場閉所型）工事

ア 完全週休２日（週単位の週休２日） 対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。また、夜間工事の場合、週７回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休２日を達成しているとみなす。

イ 月単位の週休２日 対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5パーセント以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休２日 対象期間内において、28.5パーセント以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間のうち、次に掲げる期間を除く期間をいう。

- (ア) 夏季休暇 3 日間及び年末年始 6 日間
 - (イ) 工場製作のみを実施している期間
 - (ウ) 工事の全部を一時中止している期間
 - (エ) 市による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間
- オ 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務的作業等を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

カ 現場閉所率 $\frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}}$

(3) 週休 2 日（交替制）工事

ア 完全週休 2 日交替制 対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が 28.5 パーセント以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休 2 日交替制 対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が 28.5 パーセント以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5 パーセントに満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休 2 日交替制 対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5 パーセント以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

エ 対象期間 技術者及び技能労働者の従事期間をいい、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が 1 週間未満の場合は対象外とする。また、次に該当する期間は含まない。

- (ア) 夏季休暇 3 日間及び年末年始 6 日間
 - (イ) 工場製作のみを実施している期間
 - (ウ) 工事の全体を一時中止している期間
 - (エ) 市による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間
- オ 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を

24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

カ 休日率 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

キ 平均休日率 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(対象工事)

第3条 週休2日試行工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として建設部、農林商工部及び上下水道部が所管する事業（営繕事業を除く。）の全ての工事とする。ただし、社会的要請等により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、週休2日試行工事の対象外とすることができる。

2 対象工事は、発注者指定型により発注することを原則とし、週休2日の種別については、月単位の週休2日を基本とする。ただし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、受注者は工事着手前に発注者と協議のうえ「週休2日（現場閉所型）」の通期の週休2日、又は「週休2日（交替制）」とすることができる。また、「週休2日（交替制）」の月単位の週休2日として発注した場合において、現場閉所を行うことが困難な工事については、受注者は工事着手前に発注者と協議の上、通期の週休2日とすることができる。なお、「週休2日（現場閉所型）」の月単位の週休2日として発注した場合において、受注者が「週休2日（交替制）」を希望するときは、工事着手前に発注者と協議の上、変更することができるものとする。

3 市は、対象工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日試行工事の対象工事であることを明示するものとする。

(実施手続)

第4条 受注者は、施工計画書の提出時に、週休2日の休日の取得計画を記載した休日取得計画実績表【月単位・通期】（別記第1号様式）を市に提出する。なお、完全週休2日工事に取り組む場合は、休日取得計画実績表【完全週休2日】（別記第2号様式。以下「計画実績表」と総称する。）を提出すること。週休2日（交替制）工事に取り組む場合は、対象となる技術者及び技能者各個人の週休2日取得計画が確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

2 受注者は、週休2日試行工事である旨を記した標示板（別記第3号様式）を工

事の標示施設に明示しなければならない。

- 3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について市に提示し、現場閉所の状況について確認を受けなければならない。
- 4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に、休日の取得実績を記載した計画実績表を市に提出しなければならない。
- 5 受注者は、市から休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

（工事費の積算）

第5条 市は、週休2日試行工事の発注に当たっては、次の各号に掲げる現場閉所型の月単位の週休2日を達成した場合の補正係数、又は交替制の月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認後、完全週休2日を達成している場合は、建設部及び上下水道部が所管する事業並びに農林商工部が所管する農業土木事業については、完全週休2日の補正係数に変更するものとする。また、月単位の週休2日に満たない場合は、建設部及び上下水道部が所管する事業並びに農林商工部が所管する農業土木事業については、月単位の補正係数を除した変更を行うものとし、農林商工部が所管する森林土木事業については、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。農林商工部が所管する森林土木事業において、通期の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

（1）週休2日（現場閉所型）工事

ア 建設部及び上下水道部が所管する事業

（ア）完全週休2日

【労務費】 1.02

【共通仮設費率】 1.02

【現場管理費率】 1.03

（イ）月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.02

【共通仮設費率】 1.01

【現場管理費率】 1.02

(ウ) 通期の週休2日（4週8休以上）

補正係数なし（通期の週休2日の取組は必須）

イ 農林商工部が所管する農業土木事業

(ア) 完全週休2日

【労務費】 1.02

【共通仮設費率】 1.05

【現場管理費率】 1.06

(イ) 月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.02

【共通仮設費率】 1.04

【現場管理費率】 1.05

(ウ) 通期の週休2日（4週8休以上）

補正係数なし（通期の週休2日の取組は必須）

ウ 農林商工部が所管する森林土木事業

(ア) 月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.04

【機械経費（賃料）】 1.02

【共通仮設費率】 1.03

【現場管理費率】 1.05

(イ) 通期の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.02

【機械経費（賃料）】 1.02

【共通仮設費率】 1.02

【現場管理費率】 1.03

(2) 週休2日（交替制）工事

ア 建設部及び上下水道部が所管する事業

(ア) 完全週休2日

【労務費】 1.02

【現場管理費率】 1.03

(イ) 月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.02

【現場管理費率】 1.02

(ウ) 通期の週休2日（4週8休以上）

補正係数なし（通期の週休2日の取組は必須）

イ 農林商工部が所管する農業土木事業

(ア) 完全週休2日

【労務費】 1.02

【現場管理費率】 1.03

(イ) 月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.02

【現場管理費率】 1.02

(ウ) 通期の週休2日（4週8休以上）

補正係数なし（通期の週休2日の取組は必須）

ウ 農林商工部が所管する森林土木事業

(ア) 月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.04

【現場管理費率】 1.03

(イ) 通期の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.02

【現場管理費率】 1.01

2 前項の規定にかかわらず、市場単価方式及び土木工事標準単価による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

3 農林商工部が所管する農業土木事業の労務費補正は、公共工事設計労務単価51職種、土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備製作据付工事に計上する職種を対象とする。ただし、各施設機械工事の製作工事に計上する職種及び業務職種は除くものとする。

（工事成績評定の取り扱い）

第6条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、工事成績評定実施要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。なお、対象期間において、月単位（完全週休2日含む）の週休2日以上を取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

（実施証明）

第7条 市長は、受注者が週休2日を達成した場合は、鹿屋市週休2日試行工事実施証明書（別記第4号様式）を受注者に発行する。

（留意事項）

第8条 週休2日試行工事の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 市は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に作業が発生する指示等は行わないこと。
- (2) 市は、受注者から協議等を求められたときは、速やかに対応すること。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来と同様の取扱いとすること。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の下請工事に該当しないものは、現場での作業の対象としないこと。
- (5) 市、受注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 市は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めないこと。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行し、令和4年4月1日以後に発注した工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、改正後の別表第 3 及び別表第 4（農林土木事業を除く。）の規定は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 8 日から施行し、令和 7 年 8 月 1 日以降に発注した工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

市場単価方式の補正係数（建設部及び上下水道部が主に所管する事業）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋りょう用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋りょう用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

別表第 2（第 5 条関係）

市場単価方式の補正係数（農林商工部が所管する農業土木事業）

名称	区分	補正係数	
		完全週休 2 日	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 0 2	1. 0 2
鉄筋工（ガス圧接）		1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 0 2	1. 0 2
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工（落石防止網）		1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去・移設	1. 0 1	1. 0 1
道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
法面工		1. 0 1	1. 0 1
吹付砕工		1. 0 1	1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 1
橋りょう用伸縮継手装置設置工		1. 0 1	1. 0 1
橋りょう用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 2	1. 0 2
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1

別表第２の２（第５条関係）

市場単価方式の補正係数（農林商工部が所管する森林土木事業）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	通期	月単位	通期
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		１．０４	１．０２	１．０４	１．０２
鉄筋工（ガス圧接）		１．０３	１．０２	１．０３	１．０２
防護柵設置工（ガードレール）	設置	１．０１	１．００	１．０１	１．００
	撤去	１．０４	１．０２	１．０４	１．０２
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	１．０４	１．０２	１．０４	１．０２
	撤去	１．０４	１．０２	１．０４	１．０２
防護柵設置工（落石防護柵）		１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
防護柵設置工（落石防止網）		１．０２	１．０１	１．０２	１．０１
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	１．０１	１．００	１．０１	１．００
	撤去	１．０４	１．０２	１．０４	１．０２
道路標識設置工	設置	１．０１	１．００	１．００	１．００
	撤去・移設	１．０３	１．０２	１．０３	１．０１
道路付属物設置工	設置	１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
	撤去	１．０４	１．０２	１．０４	１．０２
法面工		１．０２	１．０１	１．０２	１．０１
吹付砕工		１．０３	１．０１	１．０３	１．０１
軟弱地盤処理工		１．０２	１．０１	１．０２	１．０１
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		１．０３	１．０２	１．０３	１．０１
橋梁用伸縮継手装置設置工		１．０２	１．０１	１．０２	１．０１
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		１．０４	１．０２	１．０４	１．０２
橋面防水工		１．０１	１．０１	１．０１	１．０１

別表第3（第5条関係）

土木工事標準単価の補正係数（建設部及び上下水道部が所管する事業）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

別表第 4（第 5 条関係）

土木工事標準単価の補正係数（農林商工部が所管する農業土木事業）

名称	区分	補正係数	
		完全週休 2 日	月単位
区画線工		1. 0 2	1. 0 2
排水構造物工		1. 0 2	1. 0 2
コンクリートブロック積工		1. 0 2	1. 0 2
構造物とりこわし工	機械	1. 0 1	1. 0 1
	人力	1. 0 2	1. 0 2
橋梁塗装工		1. 0 1	1. 0 1

別表第 4 の 2（第 5 条関係）

土木工事標準単価の補正係数（農林商工部が所管する森林土木事業）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	通期	月単位	通期
区画線工		1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2
高視認性区画線工		1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2
排水構造物工		1. 0 4	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 2
コンクリートブロック積工		1. 0 4	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 2
構造物とりこわし工	機械	1. 0 3	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 1
	人力	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2
橋梁塗装工		1. 0 3	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 1
塗膜除去工		1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2
道路反射鏡設置工	設置	1. 0 1	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 0
	撤去	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2
浸食防止用植生マット工 （養生マット工）		1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2

第1号様式（第4条関係）

工事名 : ○○工事
工事着手日 : 令和6年4月1日
工事完成届出日(予定) : 令和7年3月31日 工事期間 : 365

	対象期間	閉所日数	閉所率
計画	362	3	0.8%
実績	362	0	0.0%

通期達成状況	未達成
月単位達成状況	未達成

2024年4月																																
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
行事																															土日数	8
休暇等																															休暇等	0
計画																															対象期間	30
実績																															計画日数	0
																															計画率	0.0%
																															開所日数	0
																															現場開所率	0.0%
																															見込達成率	NA

2024年5月																																			
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	休職等	0
行事																																	対象期間	31	
休職等 計画 実績																																	計画日数	0	
																																	計画率	0.0%	
																																	開所日数	0	
																																	現場開所率	0.0%	
																																	月単位達成	NG	
通常 通常																																			

[illegible]

2024年7月																																	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	土日数	8
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	休暇等	0
行事																																対象期間	31
																																計画日数	0
																																計画率	0.0%
休暇等																																開所日数	0
計画																																現場開所率	0.0%
実績																																月単位達成	NA

[illegible]

### 9		2024年9月																															
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	土日数	9	
曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	休職等	0	
行事																															対象期間	30	
																															計画日数	0	
																															計画率	0.0%	
休職等																															開所日数	0	
計画																															現場開所率	0.0%	
実績																															月単位達成	NA	

[illegible][illegible][illegible]

休日取得計画実績表【完全週休2日】

工事期間：366

[illegible]

ご迷惑をおかけします

「週休2日」試行工事

**〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています**

**令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:30~17:00**

道路改良工事

発注者 鹿屋市 〇〇〇〇課

**施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 0000-00-0000
電話 0000-00-0000**

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長



鹿屋市週休2日試行工事実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

記

1 工事名

2 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 完成年月日 年 月 日

4 週休2日実施内容

☐ 完全週休2日を達成した。

☐ 月単位の週休2日を達成した。

鹿屋市「週休 2 日」試行工事（発注者指定型）実施フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	—	月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成 【要領第 5 条第 1 項関係】
	特記仕様書	—	対象工事である旨を記載 【要領第 3 条第 3 項関係】
↓	契約後	実施手続	施行計画書提出時に休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【要領第 4 条第 1 項関係】
↓	実施中	準備	工事の標示施設に「週休 2 日」試行工事である旨を明示 【要領第 4 条第 2 項関係】
		現場閉所の確認	月に 1 回程度を目安として、現場閉所又は平均休日率を確認できる資料等について市に提示し、確認を受ける 【要領第 4 条第 3 項関係】
		実施報告①	契約変更時に <u>休日の取得実績を記載した</u> 「休日取得計画実績表」を提出 【要領第 4 条第 4 項関係】 【要領第 5 条第 1 項関係】
↓	完成時	実施報告②	工事完了後に <u>最終の休日の取得実績を記載した</u> 「休日取得計画実績表」を提出 【要領第 4 条第 4 項関係】 【要領第 4 条第 5 項関係】
↓	完成後	成績評定	明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、点数を減ずる。 対象期間において、月単位（完全週休 2 日含む）の週休 2 日を達成した場合は、加点評価。 【要領第 6 条関係】